

令和3年第2回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和3年2月22日(月) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時35分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信		議事参与制限委員数	なし		傍聴者数	なし		
出席した事務局職員		事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事補：岩井 亮介							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	高宮 和浩	○	9	松本 由紀子	○	推4	佐藤 文雄	○
	2	高柳 義信	○	10	清水 武	○	推5	—	—
	3	高田 英夫	○	11	中井 健一	○	推6	新井 英雄	欠
	4	須川 朋和	欠	12	野村 清太郎	○	推7	秋山 政治	欠
	5	野村 千江子	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	高橋 栄一	○
	6	坂本 等	○	推1	進藤 誠一	○	推9	岩崎 喜久夫	○
	7	長谷川 隆	○	推2	木口 和久	欠	推10	高橋 八夫	○
	8	萩原 康広	○	推3	四方田 芳泰	○	推11	町田 貴	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
<p>開 会</p> <p>日程第 1 議事録署名人及び書記の 指名について</p> <p>日程第 2 第 4 号議案 農地法第 3 条の規定による 許可申請について</p>	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>今回は非常事態宣言下ではありますが、総会後に委員の改選のお話をさせていただきたく全員参加とさせていただきますのでよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和 3 年第 2 回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席委員は、13 名中 12 名の出席です。過半数に達していますので、総会は成立いたします。</p> <p>それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
	議 長	<p>日程第 1 の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。</p> <p>神川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名人の指名を行います。</p> <p>議事録署名人は、6 番 坂本委員、8 番 長谷川委員にお願いします。</p> <p>書記は、事務局の高橋君、岩井君を指名いたします。</p>
	事務局	<p>つづきまして、日程第 2 に移ります。</p> <p>委員の皆様には事前に資料が送られておりますので、先月同様に時間短縮のため議案の朗読はせずに説明に入りたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>第 4 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題とします。</p> <p>事務局は説明をお願いします。</p> <p>申請番号 1 番についてご説明いたします。</p> <p>申請地につきましては、①は小浜地内〇〇付近の農免道路沿いです。②は①から約 300 m 新宿方面</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第5号議案 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について</p>		<p>に進んだところの左手にございまして、〇〇のすぐ北側にございます。詳しくは議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。</p> <p>渡人は施設に入っており、息子さんも農業をしないということで受人に相談があったそうです。受人は以前から相対で借受けて利用している状況で、自宅からも近いことから申請がございました。</p> <p>受人は畜産業を営んでおり牧草を育てる計画です。現状2筆ともきれいに管理されており、機械の所有状況や経営の規模からみて特に問題はないと思います。</p> <p>なお、地区担当の須川委員は本日欠席ですが、申請地は自身の耕作地の隣でいつも見ており問題は無いとご連絡がありました。</p> <p>受人は購入後農地を耕作すること、農地法第3条第2項各号に該当しないことから申請を受理いたしました。よろしく願いいたします。</p>
	議 長	<p>説明が終わりましたので質疑にはいりません。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>第4号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第4号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p>
	議 長	<p>つづいて日程第3に移ります。</p> <p>第5号議案 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について を議題とします。</p> <p>事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は、昨年10月の総会で審議され、11月に県の許可を受けた住宅建設の計画変更申請になります。許可後に計画を変更する場合は、埼玉県農地調整関係事務処理要領の規定により埼玉県知事の承</p>	

会議事項	発言者	顛末
		<p>認を受ける必要があり、農業委員会は変更に関する意見書を進達することとなっておりますので、皆様のご意見を伺うものになります。</p> <p>計画変更の主な内容としましては、家屋西側に洋室を1部屋追加及び、キッチンの場所を南側に移動するよう住宅設計を変更したことに伴い、家屋の配置を東へ移動するものです。</p> <p>また、家屋の位置を移動することでガレージとの間隔が狭まることから、物置きの設置も廃止しております。議案書10ページに変更前の配置図、11ページに変更後の配置図をお付けしてありますのでご確認ください。説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>議 長 地区担当の高柳委員から何かご意見はありますか。</p> <p>高柳委員 特にありません。</p> <p>議 長 それでは、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>坂本委員 この案件は転用面積に変更は無いのですか。それと、申請者が変更を申し出たものですか。</p> <p>事務局 面積については変更無く、敷地内での配置変更のみとなります。</p> <p>計画変更の経緯については、建設課から建築確認の資料提供があった際に、図面が許可と異なっていたため代理人に確認したところ許可後に変更したとのことでした、この対応について県に相談したところ、計画変更をださせるよう指導があったものです。</p> <p>佐藤推進委員 この案件はすでに工事が始まっていると思いますが、そのまま進めていたら違反になるのですか。</p> <p>事務局 今回の案件では軽微な変更ですが、例えば許可を受けたものよりかなり小さい建物にした場合などは</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第4 第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	佐藤推進委員	<p>敷地の半分以上を別の目的で使用できることになってしまいます。違反となるかどうかは状況によると思いますが、農地転用は必要最低限の面積で許可されますので、そのような状況になることが無いよう計画変更を指導しているものです。</p> <p>変更申請が通らないこともあるのでしょうか。もう建てているからダメと言えないのではないかと。</p>
	事務局	<p>本案件については問題ないと思いますが、変更後の計画があまりに当初と違うようであれば、認められずに許可の取り消しということも考えられると思います。</p> <p>軽微であれば当初の計画と違うもので良いとは言えませんので、計画変更申請をお願いしました。</p>
	議長	<p>よろしいでしょうか。ほかに無ければ採決に移りたいと思います。</p> <p>第5号議案1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第5号議案1番については承認相当と意見を付して県知事に進達致します。</p>
	議長	<p>つづいて日程第4に移ります。</p> <p>第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。</p> <p>事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番と2番は砂利採取に係る一連の一時転用案件であるため、一括してご説明させていただきます。</p> <p>申請地につきましては、株式会社〇〇の南側に広がる農振農用地区域内にある青地農地でございます。詳しくは議案書15ページの位置図、16ページの詳細図をご覧ください。</p> <p>申請面積は、砂利採取用地及び表土置場として合計〇〇㎡となりますが、一体利用する宅地や道路・</p>

会議事項	発言者	顛末
閉 式	議 長	<p>水路の占用部分を含めた計画全体の面積は〇〇㎡となっております。</p> <p>申請理由については、現在許可を得ている採取地に隣接していることから、良質な砂利が採取できると見込めること、地権者の同意を得られたことから申請に及んだところでございます。</p> <p>計画の全容については17ページの土地利用計画図と、別添の詳細図をご確認ください。</p> <p>なお、申請にあたり、土地の利用や道路・水路の占有等について、関係機関と調整済となっております。説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	松本委員	<p>担当委員の松本委員から何かご意見はありますか。</p>
	議 長	<p>特にありません。</p>
	議 長	<p>それでは質疑にはいります。</p> <p>申請番号1番・2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第6号議案1番・2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第6号議案1番・2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議 長	<p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので、総会を閉会といたします。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p>